

令和4年第2回久万高原町議会定例会

令和4年3月9日

○議事日程

令和4年3月9日午前9時30分開議

- 日程第1 議案第6号 久万高原町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第7号 久万高原町医療・保健・福祉審議会条例の制定について
- 日程第3 議案第8号 久万高原町文化財保護条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第10号 久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第11号 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第12号 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第13号 久万高原町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第14号 令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第15号 令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第16号 令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第17号 令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第18号 令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第19号 令和3年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第20号 令和3年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）

- 日程第16 議案第21号 令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算
(第2号)
- 日程第17 議案第22号 令和4年度久万高原町一般会計予算
- 日程第18 議案第23号 令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第24号 令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計
予算
- 日程第20 議案第25号 令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予
算
- 日程第21 議案第26号 令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第27号 令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第23 議案第28号 令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第24 議案第29号 令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第30号 令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第26 議案第31号 令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第32号 令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 日程第28 議案第33号 令和4年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第29 議案第34号 令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第30 議案第35号 令和4年度久万高原町簡易水道事業会計予算
- 日程第31 議案第36号 町営土地改良事業の施行について
- 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員(13名)

1番	阪本雅彦	2番	玉井春鬼
3番	光田優	4番	瀧野志
5番	田村昭子	6番	熊代祐己
7番	高橋誠	8番	森博

9番 岡部史夫

10番 大原貴明

11番 大野良子

12番 西山清一

13番 高橋末廣

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	小野敏信	総務課長	木下勝也
住民課長	沖中敬史	保健福祉課長	西森建次
環境整備課長	辻本元一	ふるさと創生課長	西村哲也
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり営業課	高木勉	農業戦略課長	菅和幸
農業委員会事務局長	近澤雅彦	会計管理者	中川茂俊
病院事業等統括事務長	渡部定明	教育委員会事務局長	釣井好春
消防本部消防長	大野秋義		
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 篠崎慶太

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は13名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、議案第6号「久万高原町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ただいま、まちづくり基本条例の改正についての説明がございました。

御存じのように、町の最高規範であるまちづくり基本条例が改正されるわけですけれども、過去においては、本条例を適用せず、他の条例で対応されていたケースがございましたが、行政の都合に関わらず、いつでも、速やかに本条例を適用する仕組み、そういったことで理解してよろしいでしょうか。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

議員言われるとおり、まちづくり基本条例、町の最高規範とするところがございますので、この条例に定めております審議会、あるいはまちづくり検証委員会等、適正に設置をいたしたいというふうに考えております。

以上です。

議 長

よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

基本条例の変更ということではありますが、今、特にオミクロン、コロナの関係で、コロナが終わった後、大変だなといったようなことで、そういった取組もされるのかなというふうに思いますが、今、特に町で大変な改正をしなければいけない取組、そういったようなことがあると思うのですが、そのことについて、何点か。

どうしてこの条例を改正するのか、お聞かせいただいたらと思います。

議 長

(木下総務課長を指名)

木下課長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

このまちづくり基本条例の今回の改正につきましては、今の状況に合った内容にさせていただくというところで、庁内に審議会の委員、あるいはまちづくり検証委員会の委員につきましては、町外からの経験ある有識者の意見も求めたいということのようでございますし、また今の課題でございますけれども、昨日の一般質問でも、議員の皆さん方からいただきましたように、現在、人口減少、あるいは地域の過疎化等、いろんな問題が山積みでございます。

また、合併当時から積み残された課題もございますので、その辺について、しっかり審議会において、町民の皆さん交えて協議をしていきたいというところで、今回の条例の改正となっております。御了解いただいたらと思います。

以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。
そのほか、質疑ございますか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生、産業建設常任委員会に付託の上、審査することになりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第6号は、総務文教厚生、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第2、議案第7号「久万高原町医療・保健・福祉審議会条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第7号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定
しました。

議長 日程第3、議案第8号「久万高原町文化財保護条例の制定について」を議題
といたします。
提案理由の説明を求めます。

(釣井教育委員会事務局長を指名)

釣井教委
事務局長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、説明のあった制定の概要の中の1番に、地域における文化財の総合的な
保存、活用というところがございます。
ここで、総合的な保存、活用ということについては、地域でそれぞれ、伝統

的に、文化財的なものを保存、維持をされているところが、結構多いわけですが、存続についても、なかなか、非常に人員が少なくなったり、高齢化も含めて、厳しい、財政的なことも含めてありますけれども、この総合的な保存、活用という範囲ですね、それがもし、今まで対応の範囲外であったものが、今回の全部改正によって、救える部分があるのかなというふうな期待はしておるわけですが、その点について、いかがでしょうか。

議 長 (釣井教育委員会事務局長を指名)

釣井教委 岡部議員の質疑にお答えします。

事務局長 文化財の総合的活用につきましては、今、町のほうでも、文化財保存活用計画というものを作成を進めております。それに基づきまして、地域の保存団体等とも協議しながら、文化財保護審議委員会等との協議もあります。

そちらのほうで検討しながら、総合的に保存、継承していくことができると考えております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 そうしますと、先ほど私が申し上げた、地域で伝統的に保存、維持活動をされている文化財的なもの、地域にしてみたらですね。そういったものが手続を経ながら、審議会で町の文化財等と、そういうことに登録認定されれば、この文化財の関係する条例の中で、いろんな財源的な手当も含めてですね、今までになかった手当ができるのかなというふうに思いますが、その辺、教育長さん、方向性についても御答弁頂きたいんですが。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、文化財の保護、活用ということが、今まで以上に進む

ということ。それから、地域に委ねるだけでなく、そこに行政がしっかりした町の方向性を持った関わりが、積極的にできるというものだとして理解をしております。

以上でございます。

議長 岡部議員、よろしいですか。
そのほか、質疑ございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 町内の文化財には、各所にそのいわれであったり、案内であったり、様々な看板が掲げられておると思います。

以前、議会のほうから質疑、質問もあったと思うのですがけれども、この看板について、非常に古くなっていたり、合併前の旧町村の名前で看板が掲げられているものもあると思うのですがけれども、今の提案の中で、確実な文化財の将来に向けての継承に取り組むということで、今回、これを改正されるのであれば、看板のあたりもしっかりと、現状に即したものにしっかり作り替えて、学校教育とかにつなげていくということが必要だと思うのですがけれども、今回の条例改正を受けて、そのようなことに取り組まれるおつもりがあるのかどうか、お伺いいたします。

議長 (釣井教育委員会事務局長を指名)

釣井教委 大原議員の質疑にお答えします。

事務局長 文化財の案内看板等につきましては、古くなって見えにくくなったり、表示が見えなくなっているものがございます。

その点につきましては、現地等調査してそういう看板の整備、案内について、どのようにするべきか、そこら辺も検討しながら、進めていきたいと考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。
そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決いたします。
お諮りします。
議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第8号「久万高原町文化財保護条例の制定について」は、
原案のとおり可決しました。

議長 日程第4、議案第9号「久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号「久万高原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第5、議案第10号「久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございますか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第10号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第10号「久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第6、議案第11号「久万高原町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第11号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議長 日程第7、議案第12号「久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部
を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(大野消防本部消防長を指名)

大野消防長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回、改正後で負担がなくなったといったことで、非常に受益者にとってはありがたい内容でございます。

そうしたときに、対象物件として、例えば最近ですと、新設は時折ございますけれども、既に設置している防火水槽等々、そういった昔設置した防火設備、その取り壊しの場合、それもこの、例えば単独事業改正後ゼロ%といったことに該当するのでしょうか。お伺いします。

議長 (大野消防本部消防長を指名)

大野消防長 岡部議員の質疑にお答えします。

今回の防火水槽の設置に関しましては、補助金をもらう条件の中での、今回の改正でございます。単独事業におきましては、現在、実施としては行っておりません。

それと、各防火水槽につきましては、A級、B級、C級という区分がございまして、今回の該当につきましては、水の量が40トン以上のA級というのが対象になっております。それ以外のものにつきましては、補助事業の対象になりませんので、するのであれば、全て単独事業というふうになっております。

併せて、改修等につきましては、現在も水の量が減って、水漏れがしている状況もあります。そういうものにつきましては、補正等を組ませていただいて改修等も行っておりますので、そういった改修と、それから新設と区分けして、整備のほうを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 改修、新設、といったケースに該当するといった場合ということですが、ですから、撤去とか、そういうことについては、別途、事案として協議、事案ごとに検討されていくということですか。

それとも、それは地域の負担ということなんじゃないかな。撤去費用は。

議長 (大野消防本部消防長を指名)

大野消防長 岡部議員の質疑にお答えします。

撤去につきましても、昨年も実際、撤去している事案がございます。ただ、町村合併前というか、まだかなり、何十年もたったようなもので、実際、どこが設置したとか、どこが管理しているかというのは、ちょっとわからない状況もあります。

ただ、防火水槽というくくりでありますので、その点に関しては、消防のほうで窓口となって、対応できるものは対応させていただければと考えております。

以上でございます。

議長 岡部議員、よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第8、議案第13号「久万高原町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(大野消防本部消防長を指名)

大野消防長 議案に基づき説明

議長 説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第13号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 日程第9、議案第14号「令和3年度久万高原町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(1款1項 目)

(2款1項 目)

(2款3項 目)

(2款6項 目)

(3款1項 目)

(3款2項 目)

(4款1項 目)

(4款2項 目)

(6款1項 目)

(6款2項 目)

(7款1項 目)

(8款1項 目)

(8款2項 目)

(8款3項 目)

(8款5項 目)

(9款1項 目)

(10款1項 目)

(10款2項 目)

(10款3項 目)

(10款4項 目)

(10款5項 目)

(10款6項 目)

(11款1項 目)

(11款2項 目)

(12款1項目)

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 歳入のふるさと納税のことについて、お伺いをしたいと思います。18款の寄附金のところでは。

以前から、町はふるさと納税を一般財源というふうに意識をされております。ふるさと納税額を見ると、今回、補正増といいながら、他の市町と比べてみると、少し伸びがにぶいのかなというふうにも思います。

ポータルサイトも増やすなどして、担当課では、御苦勞をされているようですけれども、なかなかアップできない理由は、原因は何だというふうに思われますか。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

ふるさと納税、今年度の実績でございますが、2月末現在、昨年比で申し上げますと、件数で言いますと、約4倍近く延びておりますが、金額については、73%増ということで、1.7倍にとどまっているというところでございます。

ただ、額にしまして、1,500万を超えておりまして、今年度の歳入の目標であります1,500万は達成できております。

苦戦ということでございますが、担当課としましては、もともと久万高原町内、大きな製造メーカーですとか、大きな工場があるわけではございませんので、どうしても品物の単価が少し低いという状況がございます。その中で、地域おこし協力隊員が一軒一軒回って、件数として4倍近い伸びを見せているわけございまして、こういった流れを大事にしていきたいというふうに考えて

おりますし、昨日もちよつと触れさせていただきましたが、電子感謝券という新たな取組、これにつきましては、返礼品を物で送ることがなかなか難しい飲食店ですとか、宿泊業のサービスについても、久万高原町にお越しただいて、その券を使っていただくというような取組を、今年始めております。

これにつきましても、事業者の皆さんの登録という、御協力を頂く必要がございますので、引き続き、担当課としても頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 このふるさと納税を通じて、この町を支援されたいといった方の中には、自分のふるさとのように感じて、返礼品にこの久万高原町の香りを感じている方も多いと聞きます。

昨年、利用された方からお電話をいただきまして、また今年も送っていただいたというふうな内容でございました。

ただ、その方が言われるのは、返礼品に傷があったりとか、あるいは物を雑然と詰めた詰め方を見たときに、ちょっとがっかりしたなというふうな、残念な御意見でございました。

やはり受け取った方は、送った品物で、何を伝えたいのかが見えないのではなかろうかと、そういった御意見もありました。

ふるさと納税をされる方の思いを受け取る、町側の意識にずれはあってはならないと思います。返礼品の届き方にも、もう一工夫していくことが、この町に期待をしている多くの方、さらに額もさることながら、寄附金の額がまた増えてくるんじゃないかならうかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

先ほど、件数4倍近くということで、現在までは登録業者を増やすということに主眼を置いて活動してきたわけですけれども、御指摘のとおり、送る品に

についても、そういった注意も促していくということを、また事業者にも伝えていきたいと思えますし、事業者によっては、返礼品の中に町のパンフレット等を入れていただいて、さらにPRをしていただくというような事業者もいらっしゃると思いますので、そういった研修といいますか、そういったお願いを、さらにまた力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 岡部議員、よろしいですか。
そのほか、質疑ございませんか。

(高橋 誠議員を指名)

高橋 誠 6款の林業費について、ちょっとお伺いしたいと思います。
議員 議案概要書の11ページの、新たな森林管理システム事業、それから森林資源活用促進事業、それから次ページの、林業就業者支援事業、これ森林環境税を充当して行っている事業だと思いますが、減額の額が大きいということで、この減額分についての処理の方法について、お願いしたらと思います。

議長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 高橋議員の質疑にお答えします。
森林環境税の用途につきましては、森林整備や林業の担い手の育成確保、木材利用の促進、普及啓蒙などに活用されるということになってございます。

年度末には、予算の執行状況により、どうしても増減が生じますので、交付される譲与税を総務課の財政班を中心に、林業戦略課と建設課の農林土木班と協議をいたしまして、一般財源で補っていた事業などに全額充当するようにしております。

町といたしましても、今後も基金に積み立てすることなく、全額充当するという方針に従って、各事業に充当していく予定でございます。

以上でございます。

議長 (高橋 誠議員を指名)

高橋 誠 議員 この森林環境譲与税、町が優先する事業を決めて充当し、実施していること
だと思えます。

特に、林家とか、林業事業体などに、支援の低下することのないように、実施ができていないかどうか、心配しているところなのではけれども、そこら辺はどうでしょう。

議長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 高橋議員の質疑にお答えします。

森林環境税を充当した林業関係の事業につきましては、各林業事業体とか、自伐林家の活動に資する助成を、主に展開しておるところでございます。

林業機械の購入の補助等にも、非常に皆様、積極的に申し込みをいただいて、今年度も補正で対応したところがございます。

また、来年度につきましても、非常に申し込みが殺到しておりまして、大変好評を得ておるところでございます。

こういったところで、自伐林家、また林業事業体、意見を交換しながら、林業事業の、事業体とか、自伐林家の方の意見を取り入れて、安定経営につながるような事業につなげていきたいと考えております。

以上です。

議長 高橋議員、よろしいでしょうか。

そのほか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 民生費の3款で、高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業補助金の減額とあります。この減額の理由について、説明をお願いいたします。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、高齢者施設が感染拡大防止に必要な2次検査を行ったための費用でございまして、6月補正でも対応しております。

つきまして、コロナ禍において、新規入所者の検査費用、通所利用者の検査費用、施設職員等の検査費用を見込んでおりましたが、いろいろとコロナの中で冠婚葬祭等、出向く方の減少であったり、最近では、PCR検査が保健所のほうでやっていただくような形になったり、無償で検査をできるような形になりまして、そういう形で減少しまして、マイナスの590名分を減額させていただいておる状況でございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今の説明で、職員の分も含む検査費用というふうな説明に聞えました。そうした場合に、学校関係も含めた検査費用で、最終的に減額といったことで理解してよろしいのでしょうか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

高齢者施設のみでありますので、職員は関係ございません。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 検査費用の関係で、関連して、町職員とか、あるいは学校関係、そういった

ところで町が負担する費用について、簡単に概略、状況について説明をお願いします。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症の関係の検査費用という御質問だったと思えますけれども、職員につきましては、業務上、どうしても携わるうえで検査を受けなければならない場合において、検査費用を支出した経緯がございます。

ただ、無料検査等もございますので、できるだけそっちのほうを利用しているというふうな状況になっております。

以上でございます。

議 長 本件に関する岡部議員の質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条但し書きの規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、学校関係も含めたということ、それも含めた質問をしたつもりなんですけれども、学校関係は総務課のほうの検査費用の関係では、関知していない、教育委員会のほうですか。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えをします。

学校関係でございますけれども、県、それから町から無料のキットがございますので、そちらを使用しております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、教育長から、県あるいは町から無料の検査キットの支給ということで、理解ができたわけですが、町内の学校でも発症事例がありましたけれども、そういうときに、お子さんのお気持ちというのは、大変だと思っておりますが、以前にもお話ししたことがあるのですが、スクールカウンセラー、こういった方が、今回、どのように発症事例があった学校の中ですね、機能したのか、その点をお伺いしたいと思います。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

スクールカウンセラー、学校には様々な支援員の中で、スクールカウンセラーの役割というのは、年々大きなものがございますけれども、今回はコロナの対応に関しましては、保健室を中心に、それからそれぞれの生活支援、学習支援、スクールカウンセラー、それぞれ職員と同様に、対応はいたしました。

検査のキットですけれども、そうした職員にも検査をしながら、対応できたかと思っております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

そのほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議長 開会からほぼ1時間になりましたので、10分間休憩をいたします。休憩中に換気をお願いいたします。 (午前10時27分)

現在、10時27分です。10時37分に再開をいたしたいと思います。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時37分)

議長 日程第10、議案第15号「令和3年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第11、議案第16号「令和3年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第16号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決

定しました。

議 長 日程第12、議案第17号「令和3年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（辻本環境整備課長を指名）

辻本課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第13、議案第18号「令和3年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思
いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第18号は、産業建設常任委員会に付託することに決定し
ました。

議長 日程第14、議案第19号「令和3年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補
正予算(第1号)」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第19号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第15、議案第20号「令和3年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議長 日程第16、議案第21号「令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計
補正予算(第2号)」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第17、議案第22号「令和4年度久万高原町一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案第22号「令和4年度久万高原町一般会計予算」。

令和4年度久万高原町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93億322万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は10億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等、及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和4年3月8日提出 久万高原町長。

1 ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算。

歳入からです。

1 款1 項町民税、2 億4, 6 1 2 万3, 0 0 0 円。2 項固定資産税、5 億1, 4 1 5 万4, 0 0 0 円。3 項軽自動車税、3, 6 1 3 万円。4 項町たばこ税、4, 3 2 0 万円。5 項特別土地保有税、1, 0 0 0 円。6 項入湯税、7 2 万円。

2 款1 項地方揮発油譲与税、1, 8 0 0 万円。2 項自動車重量譲与税、5, 8 0 0 万円。3 項森林環境譲与税、1 億9, 3 8 3 万3, 0 0 0 円。

3 款1 項利子割交付金、8 0 万円。

4 款1 項配当割交付金、2 0 0 万円。

5 款1 項株式等譲渡所得割交付金、2 0 0 万円。

6 款1 項法人事業税交付金、3 0 0 万円。

2 ページになります。

7 款1 項地方消費税交付金、1 億7, 8 0 0 万円。

8 款1 項ゴルフ場利用税交付金、1, 5 0 0 万円。

9 款1 項環境性能割交付金、6 0 0 万円。

1 0 款1 項地方特例交付金、1 2 0 万円

1 1 款1 項地方交付税、4 5 億円。

1 2 款1 項交通安全対策特別交付金、1 4 0 万円。

1 3 款1 項分担金、4 4 0 万2, 0 0 0 円。2 項負担金、3, 5 6 5 万4, 0 0 0 円。

1 4 款1 項使用料、1 億5, 0 4 1 万7, 0 0 0 円。2 項手数料、3, 7 3 2 万8, 0 0 0 円。

1 5 款1 項国庫負担金、3 億4, 3 7 0 万8, 0 0 0 円。2 項国庫補助金、5 億2, 1 5 4 万5, 0 0 0 円。

3 ページです。3 項委託金、2 1 4 万5, 0 0 0 円。

1 6 款1 項県負担金、2 億1, 7 1 5 万4, 0 0 0 円。2 項県補助金、2 億9, 1 9 3 万1, 0 0 0 円。3 項委託金、5, 3 3 9 万6, 0 0 0 円。

1 7 款1 項財産運用収入、2, 7 7 2 万4, 0 0 0 円。2 項財産売払収入、

279万1,000円。

18款1項寄附金、3,130万円。

19款1項特別会計繰入金、252万8,000円。2項基金繰入金、9億5,457万2,000円。

20款1項繰越金、1億円。

21款1項延滞金加算金及び過料、6万2,000円。2項町預金利子、2万円。3項貸付金元利収入、1,691万4,000円。4項雑入、1億1,458万5,000円。

4ページです。5項受託収入、1,399万2,000円。

22款1項町債、5億6,150万円。

歳入合計93億322万9,000円。

続いて5ページでございます。歳出です。

1款1項議会費、7,745万8,000円。

2款1項総務管理費、13億7,432万8,000円。2項徴税費、7,296万5,000円。3項戸籍住民基本台帳費、5,082万5,000円。4項選挙費、4,169万円。5項統計調査費、48万8,000円。6項監査委員費、125万1,000円。

3款1項社会福祉費、16億4,106万6,000円。2項児童福祉費、2億5,308万2,000円。3項災害救助費、24万円。

4款1項保健衛生費、9億541万8,000円。2項清掃費、3億8,490万4,000円。

6款1項農業費、5億6,024万2,000円。2項林業費、5億2,887万2,000円。

6ページでございます。

7款1項商工費、4億2,759万6,000円。

8款1項土木管理費、5,925万9,000円。2項道路橋梁費、4億797万3,000円。3項河川費、641万円。4項都市計画費、1億7,189万9,000円。5項住宅費、1億62万4,000円。

9款1項消防費、4億5,000万9,000円。

10款1項教育総務費、1億5,943万2,000円。2項小学校費、1

億5,592万円。3項中学校費、8,696万8,000円。4項幼稚園費、1億4,672万5,000円。5項社会教育費、1億4,754万6,000円。6項保健体育費、1億9,777万7,000円。

11款1項農林水産施設災害復旧費、815万円。2項公共土木施設災害復旧費、4,750万円。

7ページでございます。

12款1項公債費、8億2,661万2,000円。

14款1項予備費、1,000万円。

歳出合計、93億322万9,000円。

続いて、8ページを御覧ください。

第2表債務負担行為。事項、中小企業振興資金利子給付金債務負担。期間、令和5年度から利子補給期間終了年度。限度額、融資残高に対する利子額の50%以上に相当する利子補給金。

第3表地方債。起債の目的、1、合併特例債限度額、3,550万円。2、過疎対策事業債、3億4,030万円。3、辺地対策事業債、6,050万円。4、公営住宅建設事業債、5,380万円。5、災害復旧事業債、1,340万円。6、臨時財政対策債、5,800万円。合計、5億6,150万円。

起債の方法、利率、償還の方法は表のとおりでございます。

続きまして、予算の主な内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案概要書になりますが、22ページをお開きください。

こちらにつきましては、予算額の大きなもののみ紹介させていただきますので、あらかじめ御了解をお願いいたします。

まず、歳出予算でございます。

1款1項1目議会費、7,745万8,000円。

2款1項1目一般管理費、5億7,896万8,000円。

2款1項2目文書広報費、431万4,000円。

2款1項3目財政管理費、4,909万8,000円で、財政調整基金等の基金4,042万5,000円などとなっております。

2款1項4目会計管理費、27万4,000円。

2款1項5目財産管理費、4,662万7,000円。

2款1項6目企画費、9,018万3,000円で、協働プラットフォーム構築事業に要する経費、2,384万3,000円などとなっております。

23ページでございます。

Reach-D5L設備撤去に要する費用、2,830万円です。

2款1項7目面河支所費、1,317万1,000円。

2款1項8目美川支所費、474万3,000円。

2款1項9目柳谷支所費、214万8,000円。

2款1項10目自治振興費、1億2,993万6,000円で、ふるさと納税に要する費用1,121万9,000円。地域おこし協力隊員に要する費用、4,415万3,000円。集落支援事業に要する費用、2,425万2,000円。地域運営協議会形成事業に要する経費、2,499万8,000円などとなっております。

2款1項11目電算処理費、7,284万7,000円。

2款1項12目交通安全対策費、1,018万8,000円。

24ページです。

2款1項13目防犯対策費、756万円。

2款1項14目生活路線バス費、6,128万円で、柳谷代替バス、久万落出代替バス運行业務委託料2,527万8,000円。生活路線バス維持確保のための補助金1,904万4,000円などとなっております。

2款1項15目会館費、3,277万9,000円。

2款1項16目情報通信費、1億5,846万1,000円で、ペーパーレスシステム導入事業に要します経費、3,109万6,000円。情報系のパソコン更新等備品整備に要する経費、1,481万1,000円などとなっております。

2款1項17目美術館費、3,611万4,000円。

2款1項18目山岳博物館費、2,863万2,000円。

25ページでございます。

2款1項19目天体観測館費、1,219万6,000円。

2款1項20目定住促進費、3,359万8,000円で、移住促進に係る住環境整備支援事業補助金、1,350万円などとなっております。

2款1項21目情報通信基盤利用促進費、35万4,000円。

2款1項22目諸費、45万7,000円。

2款2項1目税務総務費、4,913万3,000円。

2款2項2目賦課徴収費、2,383万2,000円。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、5,082万5,000円。

続いて26ページでございます。

2款4項1目選挙管理委員会費、39万2,000円。

2款4項2目選挙啓発費、4万7,000円。

2款4項3目参議院議員選挙費、2,041万6,000円。

2款4項4目県知事選挙費、1,535万1,000円。

2款4項5目県議会議員選挙費、548万4,000円。

2款5項1目統計調査費、48万8,000円。

2款6項11目監査委員費、125万1,000円。

3款1項1目社会福祉総務費、3億357万7,000円で、民生児童委員の活動費等、1,105万7,000円。社会福祉協議会に対する補助金、8,526万3,000円。国民健康保険事業特別会計繰出金、9,182万円などとなっております。

3款2項2目高齢者福祉費、7億8,753万2,000円で、おもご高齢者生活支援ハウス管理に要する経費、1,230万1,000円。高齢者緊急通報体制整備事業、配食サービス事業、外出支援サービス事業の業務委託料、1,059万3,000円。75歳以上の高齢者移動支援事業に要する経費、1,461万2,000円。後期高齢者医療療養給付費負担金、1億9,000万5,000円などとなっております。

27ページでございます。

町外の老人ホームへの老人保護措置費負担金、3,252万円。特別養護老人ホーム久万の里の償還金負担金、1,540万2,000円。介護老人福祉施設・老人保健施設に対する簡易陰圧装置設置経費支援補助金、1,243万円。後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金、8,350万9,000円。介護保険事業特別会計繰出金、3億1,783万3,000円。老人保健施設事業会計繰出金、6,481万円などとなっております。

3款1項3目障害者福祉費、3億9,088万9,000円で、人工透析患者の移動支援に要する経費、1,017万1,000円。人工透析等の障害者自立支援医療費、1,432万4,000円。障害福祉サービス給付費、2億9,787万2,000円。重度心身障害者医療費助成金を計、4,500万円などとなっております。

3款1項4目国民年金費、8万9,000円。

28ページでございます。

3款1項5目隣保館費、691万4,000円。

3款1項6目人権啓発費、221万9,000円。

3款1項7目ささゆり荘総務費、1億4,984万6,000円。

3款2項1目児童福祉総務費、2,638万7,000円で、子ども医療費、1,980万円などとなっております。

3款2項2目児童措置費、6,288万円。

3款2項3目母子父子福祉費、375万円。

3款4項4目児童福祉施設費、1億6,006万5,000円で、地域子育て支援拠点事業業務委託料、1,410万9,000円。教育・保育給付施設型給付費負担金、1億3,000万4,000円などとなっております。

3款3項1目災害救助費、24万円。

4款1項1目保健衛生総務費、6億6,330万6,000円で、母子保健事業に要する経費、1,156万7,000円などです。

29ページです。

簡易水道事業会計繰出金、3億8,582万9,000円。浄化槽事業特別会計繰出金、2,883万1,000円。病院事業会計繰出金、2億343万1,000円などです。

4款1項2目予防費、7,366万6,000円で、乳幼児や児童、高齢者等に対する予防接種に要する費用、3,832万8,000円。新型コロナウイルス接種に要する経費、3,523万9,000円などです。

4款1項3目環境衛生費、6,785万3,000円で、再エネ設備の導入に関する調査業務委託料、1,012万円などとなっております。

4款1項4目保健事業費、9,834万5,000円で、住民健診に要する

費用、1,735万円などです。

4款1項5目保健センター運営管理費、224万8,000円。

4款2項1目清掃総務費、1億7,676万2,000円で、ごみやし尿の収集運搬業務委託料、3,943万9,000円。一般廃棄物収集運搬車購入費、1,390万円。松山衛生事務組合加入負担金、1億1,500万円などとなっております。

30ページでございます。

4款2項2目塵芥処理費、1億305万8,000円で、可燃ごみ、粗大ごみの処分業務委託料、5,791万5,000円など。

4款2項3目し尿処理費、8,087万4,000円で、松山衛生e c oセンターまでのし尿運搬業務委託料、2,340万円。水槽残汚泥等処分清掃業務委託料、1,140万円。松山衛生事務組合負担金、2,800万円などがございます。

4款2項4目資源ごみ収集処理費、2,421万円。

6款1項1目農業委員会費、1,285万1,000円。

6款1項2目農業総務費、5,981万1,000円。

6款1項3目農業振興費、1億8,015万7,000円で、社団法人久万高原農業公社負担金、2,230万3,000円。有害鳥獣捕獲事業、鳥獣被害防止総合対策事業、捕獲隊等育成事業等の補助金、1,870万8,000円。久万農業公園研修生への研修補助金、1,380万円。久万農業公園研修修了生に対する農業機械施設整備補助金、31ページになりますけれども、1,500万円です。久万農業公園研修生に対する担い手総合支援事業補助金、1,197万8,000円。

青年就農者に対する農業次世代人材投資事業補助金、1,500万円。中山間地域等直接支払交付金、4,550万円などとなっております。

6款1項4目畜産業費、1,540万3,000円。

6款1項5目農地費、2億9,202万円で、明神地区用排水路整備工事、2,400万円。和田ノ窪地区頭首工整備工事、7,000万円。農業集落排水事業特別会計繰出金、1億3,604万5,000円などとなっております。

6款2項1目林業総務費、5,221万9,000円。

32ページでございます。

6款2項2目林業振興費、3億1,280万7,000円で、森林経営管理業務委託料、3,413万5,000円。林地台帳整備業務委託料、1,156万円。森林整備担い手確保育成対策事業補助金、3,767万4,000円。美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金、8,505万円。林業経営支援事業補助金、3,000万円。チップ工場への運送に対する新たな木材流通推進事業補助金、1,820万円。美しい森林づくり基盤整備事業補助金、2,540万円。再造林下刈り事業補助金、1,350万8,000円などとなっております。

6款2項3目林業土木費、1億5,774万3,000円で、柳谷地区林道橋梁点検業務委託料1,000万円などです。

33ページでございます。

林道の路面整備・崩土除去作業業務委託料、1,200万円。上黒岩林道ワラビウチ線開設工事、1,500万円。西谷林道シロヤマ線開設工事、1,500万円。露峰林道トマリダキ線開設工事、1,500万円。中津林道明野線改良工事、1,000万円。猪伏地区残土処理場整備工事、2,000万円。黒藤川県営森林基幹道長崎明神山線開設工事負担金、2,000万円。林道管理事業補助金、1,346万円などとなっております。

6款2項4目町有林事業費、610万3,000円。

7款1項1目商工総務費、1億7,916万6,000円で、プレミアム付商品券発行事業補助金、3,269万9,000円。魅力ある産業づくり・起業者支援事業補助金、1,200万円。新型コロナウイルス感染症対策事業継続給付金、1,200万円。中小企業振興資金預託金、1,600万円などでございます。

34ページです。

7款1項2目観光費、2億4,843万円で、面河アウトドアセンターの建築工事及び監理委託料、9,396万2,000円。新型コロナウイルス感染症に対する事業所の支援のために、消費回復支援事業業務委託料、1,600万円。森林・自然活用型ゼロカーボンアクティビティ創出業務委託料、1,387万6,000円。地域振興イベント業務委託料、1,015万円。四国西

部エリア戦略型観光サービス創出事業補助金、2,200万円などとなっております。

8款1項1目土木総務費、5,925万9,000円。

35ページになります。

8款2項1目道路橋りょう総務費、3,265万円。

8款2項2目道路維持費、8,554万7,000円で、町道の路面整備等作業業務委託料、1,200万円。

町道蓑川線ほか11路線の舗装等修繕工事、2,050万円。菅生地区公共残土処理場整備工事、2,000万円。

8款2項3目道路新設改良費、2億1,967万6,000円で、町道長崎信木線改築工事、1,000万円。町道父二峰参川線改築工事、4,000万円。町道四国カルスト高原線改築工事、3,000万円。町道上野尻線改良工事、4,000万円。町道槻仰西線改良工事2,000万円。愛媛県道路改良事業負担金、3,467万6,000円。町道上野尻線、町道槻仰西線の用地補償金、4,500万円などとなっております。

8款2項4目橋りょう維持費、7,010万円で、橋りょう点検業務委託料、3,000万円。町道橋りょう補修設計委託料、1,000万円。平井橋橋りょう補修工事、3,000万円などとなっております。

8款3項1目河川総務費、641万円。

8款4項1目都市計画総務費、1億7,189万9,000円で、公共下水道事業特別会計繰出金、1億6,747万8,000円。

36ページになります。

8款5項1目住宅管理費、1億62万4,000円で、住安上住宅外壁等改修工事、6,769万円などとなっております。

9款1項1目常備消防費、3億1,914万円。

9款1項2目非常備消防費、5,756万7,000円。

9款1項3目消防施設費、3,625万1,000円で、高規格救急自動車更新、2,403万2,000円などがございます。

9款1項4目災害対策費、3,705万1,000円。

10款1項1目教育委員会費、167万1,000円。

10款1項2目事務局費、8,795万7,000円。

37ページになります。

10款1項3目外国青年招致事業費、1,074万8,000円。

10款1項4目上浮穴高等学校振興費、5,905万6,000円で、上浮穴高等学校「星天寮」運営経費、3,391万円。上浮穴高等学校振興対策協議会補助金、2,514万6,000円でございます。

10款2項1目小学校管理費、8,741万5,000円。

10款2項2目小学校教育振興費、6,850万5,000円で、障害のある児童の学校生活支援に要する経費、1,085万6,000円。教育用コンピューターなど使用料、2,965万7,000円などとなっております。

10款3項1目中学校管理費、2,763万6,000円。

10款3項2目中学校教育振興費、5,126万円。

38ページでございます。

教育用コンピューターなど使用料、1,468万8,000円などがございます。

10款3項3目寄宿舍費、807万2,000円。

10款4項1目幼稚園費、1億4,672万5,000円。

10款5項1目社会教育総務費、7,526万7,000円。

10款5項2目公民館費、2,801万2,000円で、公民館指定管理委託料、1,312万3,000円などがございます。

10款5項3目図書館費、3,631万8,000円。

10款5項4目文化財保護費、794万9,000円。

10款6項1目保健体育総務費、1,638万8,000円。

39ページでございます。

10款6項2目体育施設費、6,862万3,000円で、海洋センターの管理・運営費、1,431万6,000円。B&G屋内プール改修工事及び工事監理委託料、3,617万9,000円。

10款6項3目学校給食費、1億1,276万6,000円。久万給食センターの管理運営費、7,609万3,000円。美川給食センターの管理運営費、3,537万5,000円です。

1 1 款 1 項 1 目 農地 農業用 施設 災害 復旧 費、 2 5 0 万 円。

1 1 款 1 項 2 目 林業用 施設 災害 復旧 費、 5 6 5 万 円。

1 1 款 2 項 1 目 公共 土木 施設 災害 復旧 費、 4, 7 5 0 万 円 で、 町道 大日 線地 すべり 災害 復旧 工事、 4, 5 0 0 万 円 に なっ て ご ざ い ま す。

1 2 款 1 項 1 目 元 金、 7 億 9, 8 5 7 万 7, 0 0 0 円。

1 2 款 1 項 2 目 利 子、 2, 8 0 3 万 5, 0 0 0 円。

4 0 ページ に な り ま す。

1 4 款 1 項 1 目 予 備 費、 1, 0 0 0 万 円 で ご ざ い ま す。

続 き ま し て、 主 な 歳 入 予 算 に 移 ら さ せ て い た だ き ま す。

1 款 町 税、 8 億 4, 0 3 2 万 8, 0 0 0 円 で、 町 民 税、 2 億 4, 6 1 2 万 3, 0 0 0 円。 固 定 資 産 税、 5 億 1, 4 1 5 万 4, 0 0 0 円。 軽 自 動 車 税、 3, 6 1 3 万 円。 町 た ば こ 税、 4, 3 2 0 万 円 な ど で ご ざ い ま す。

2 款 地 方 譲 与 税、 2 億 6, 9 8 3 万 3, 0 0 0 円 で、 地 方 揮 発 油 譲 与 税、 1, 8 0 0 万 円。 自 動 車 重 量 譲 与 税、 5, 8 0 0 万 円。 森 林 環 境 譲 与 税、 1 億 9, 3 8 3 万 3, 0 0 0 円 な ど で ご ざ い ま す。

3 款 利 子 割 交 付 金、 8 0 万 円。

4 款 配 当 割 交 付 金、 2 0 0 万 円。

5 款 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金、 2 0 0 万 円。

6 款 法 人 事 業 税 交 付 金、 3 0 0 万 円。

7 款 地 方 消 費 税 交 付 金、 1 億 7, 8 0 0 万 円。

8 款 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金、 1, 5 0 0 万 円。

9 款 環 境 性 能 割 交 付 金、 6 0 0 万 円。

1 0 款 地 方 特 例 交 付 金、 1 2 0 万 円。

1 1 款 地 方 交 付 税、 4 5 億 円。

1 2 款 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金、 1 4 0 万 円。

1 3 款 分 担 金 及 び 負 担 金、 4, 0 0 5 万 6, 0 0 0 円。

4 1 ページ で ご ざ い ま す け れ ど も、 老 人 保 護 措 置 費 や 配 食 サ ー ビ ス 事 業 費 等 の 高 齢 者 福 祉 費 負 担 金 な ど、 3, 5 3 2 万 4, 0 0 0 円 で ご ざ い ま す。

1 4 款 使 用 料 及 び 手 数 料、 1 億 8, 7 7 4 万 5, 0 0 0 円。 町 営 住 宅 使 用 料 が、 8, 0 8 4 万 6, 0 0 0 円。 猪 伏 地 区 と 菅 生 地 区 の 公 共 残 土 処 理 場 使 用 料

が、3,190万円。上浮穴高等学校学生寮寮費、1,188万円。し尿処理手数料、1,404万2,000円。指定ごみ袋販売手数料、1,567万円などとなっております。

15款国庫支出金、8億6,739万8,000円で、国民健康保険基盤安定事業費事業費国庫負担金、1,066万7,000円。低所得者介護保険料軽減国庫負担金、1,627万3,000円。障害者介護給付費負担金や障害者医療費負担金等の障害者福祉費国庫負担金、1億5,909万7,000円。児童措置費国庫負担金、4,290万円。認定こども園等の運営費など、児童福祉施設費国庫負担金、6,585万9,000円。町道大日線地すべり災害復旧に係る公共土木施設災害復旧費国庫負担金、3,001万5,000円。新型コロナウイルスワクチン接種に係る対策費国庫負担金、1,873万9,000円。地方創生推進交付金、8,677万8,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、1億1,479万1,000円。

42ページでございます。

子ども・子育て支援交付金及び保育士等処遇改善臨時特例交付金に係る児童福祉施設費補助金、1,164万5,000円。新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制確保事業国庫補助金、1,650万円。森林整備のための美しい森林づくり基盤整備交付金、8,505万円。公営住宅等の外壁等改修工事、町道改良、町道橋りょう点検・補修工事、河川土砂災害危険箇所周知等に係る社会資本整備総合交付金事業費国庫補助金、1億3,192万9,000円。町道父二峰参川線、町道長崎信木線の舗装、町道四国カルスト高原線改築に係る地方創生道整備推進交付金事業費国庫補助金、4,000万円などとなっております。

16款県支出金、5億6,248万1,000円で、国民健康保険基盤安定事業費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定事業費県負担金、9,132万1,000円。障害者介護給付費負担金、障害者医療費負担金等の障害者福祉費、7,954万8,000円。認定こども園等運営費や認可外保育施設等の利用に係る児童福祉施設費県負担金、2,804万6,000円。電源立地地域対策交付金、2,116万4,000円。重度心身障害者医療費、地域生活支援事業費等の障害者福祉費県補助金、1,688万2,000円。

43ページでございます。

子ども・子育て支援事業費補助金等の児童福祉施設費県補助金、1,110万2,000円。

全国健康福祉祭えひめ大会開催準備事業補助金、介護基盤整備事業補助金の高齢者福祉費県補助金、1,353万円。新規就農総合支援事業費県補助金、1,818万円。中山間地域等直接支払県交付金、3,412万5,000円。担い手総合支援事業費県補助金、1,238万9,000円。森林整備担い手確保育成対策事業費県補助金、1,889万円。

和田ノ窪地区頭首工整備工事に係る農業水路等長寿命化・防災減災事業県補助金でございます。4,200万円。

明神地区用排水路整備工事に係る農業農村整備事業県補助金、1,440万円。シロヤマ線・ワラビウチ線・トマリダキ線の開設工事に係る公共林道開設改良等事業費県補助金、2,250万円。

参議院議員選挙費委託金、2,000万円。県知事選挙費委託金、1,500万円などがございます。

44ページです。

17款財産収入、3,051万5,000円で、土地や建物等の町有財産の貸付収入、1,701万円。基金の利子及び株式の配当金、1,071万4,000円などとなっております。

18款寄附金、3,130万円で、企業版ふるさと納税寄附金、1,000万円。ふるさと久万高原応援寄附金、2,100万円などがございます。

19款繰入金、9億5,710万円で、財政調整基金繰入金、6億2,962万8,000円。まちづくり地域振興基金繰入金、1,125万円。環境保全基金繰入金、1億4,159万4,000円。農林業担い手育成確保対策事業地域振興基金繰入金、2,994万3,000円。防災減債基金繰入金、2,800万円。公共施設等総合管理基金繰入金、1億252万円。消防基金繰入金、1,197万5,000円などとなっております。

20款繰越金、1億円。

21款諸収入、1億4,557万3,000円で、中小企業保証預託金収入、1,600万円。学校給食費収入3,211万5,000円。市町交付金、基

金交付金、1, 115万9, 000円。重度心身障害者高額医療費払戻金、1, 200万円。市町振興協会やえひめ農林漁業振興機構等からの財団等助成金、45ページになりますけれども、3, 186万3, 000円。後期高齢者医療広域連合受託事業収入1, 369万7, 000円などでございます。

22款町債、5億6, 150万円で、合併特例債、3, 550万円。町道整備事業に対する過疎債7, 350万円。林道ワラビウチ線・林道トマリダキ線開設事業に対する過疎債、1, 380万円。面河アウトドアセンター建築工事業に対する過疎債、4, 000万円。簡易水道施設更新事業の繰出金に対して、過疎債、6, 080万円。

自治会活動助成や子ども医療費助成、住民健診事業や予防接種事業等の交通事故に対する過疎債、1億3, 790万円、林道開設事業負担金、町道改良事業に対する辺地債、5, 160万円。臨時財政対策債を計上します。5, 500万円。

町道大日線地すべり災害復旧事業に対する補助災害復旧事業債、1, 340万円。住安上住宅外壁等改修工事及び監理事業に対する公営住宅建設事業債、5, 380万円などとなっております。

一般会計当初予算の主な内容につきましては、以上でございます。

なお、議案125ページからの給与費明細書等につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 ここで、昼食のため休憩いたします。 (午前11時38分)

午後は13時より再開いたします。

(休憩)

議長 午前中に引き続き、会議を開きます。 (午後0時59分)

議長 先ほど提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案概要書のページを追って、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入から行います。

歳入について、40ページ、お開けください。

上段、1款町税からです。

質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議 長 2款、地方譲与税。

(なしの声)

議 長 3款利子割交付金。

(なしの声)

議 長 4款配当割交付金。

(なしの声)

議 長 5款株式等譲渡所得割交付金。

(なしの声)

議 長 6款法人事業税交付金。

(なしの声)

議 長 7款地方消費税交付金。

(なしの声)

議 長 8 款ゴルフ場利用税交付金。

(なしの声)

議 長 9 款環境性能割交付金。

(なしの声)

議 長 1 0 款地方特例交付金。

(なしの声)

議 長 1 1 款地方交付税。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 町の財政状況については、毎年良好で、危惧される状況ではないと、財政資料のほうで示されております。

他方、一般的には大変厳しい状況であるというような表現も使われております。

そういった中で、交付税は平成 2 8 年から令和 3 年、この 5 カ年で 3 億 4, 0 0 0 万余り減、令和 3 年から令和 8 年の推計では、この 5 カ年で 6. 5 億の減を予想されております。

平成 2 8 年から令和 8 年、この 1 0 カ年を見ると、推計も入りますけれども、約 1 0 億の減になる予想です。

こういった状況の中で、現在の財政計画では、このことを織り込み済みの計画なのか、お聞きをしたいと思います。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

議員言われるとおり、地方交付税につきましては、町の歳入の半分近くを占めておることで、大変貴重な財源でございます。

ここ3年間では、予想に反しまして、少しずつ増加をしておるというところで、令和元年から今年度の見込みにつきましては、約3億円ぐらい増加しておるというふうな状況でございます。

ただ、今後につきましては、議員言われますとおり、国もかなりいろんな課題もございますし、事業も抱えているというふうなところでございますので、先の見通しは立てにくいわけですが、国におきましては、来年度の地方財政計画の中では、今年度並みの交付税を、本町のほうも見込んでおるというふうな状況です。

ただ、令和5年度から以降につきましては、言われるとおり、資料の中では減額という見込みもしておりますけれども、地方財政計画のほうは完全に認知がされないと、詳細については、なかなか立てにくい状況でございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の総務課長の答弁の中にも、少しありましたけれども、交付税の見込み、ここ数年、若干、上向き部分もあると。一般には、臨時財政対策債といったものが減少していることの反面、交付税が増えていると言われますけれども、これだけコロナが2年余り続く、こういった状況の中で、国もとんでもない財政支出をされております。

そういった状況の中から、単なる紙幣を刷っただけで賄えるのかという問題ではなくて、当然、地方に対する交付税についても、今までの見方と変わった、厳しい見方をしなければならないのではないかと思います。

こういった状況の中で、常日頃から一般財源確保のめどといったことが議論されております。このめども立っていないという中で、果たして持続可能で、

誇れるふるさとづくりというのは、成り立っていくのかなど、そういった部分も、今の財政状況が安心できますよと言いつつも、しかし危機感を持たなきゃいけないし、そういったことを、町民に対してどうわかりやすい説明をしていくか。誤解のないように、しかし余裕のある財源は確保はできてないんですよと、そういったところを、どういうふうにわかりやすく説明されるのでしょうか。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えをします。

岡部議員が言われます、町民への周知というところだと思いますけれども、これにつきましては、毎年、財政状況等を、議会のほうからも提言をいただきました、家計簿に例えてお知らせするというふうなところで、こういうふうな状況というふうなところをお示しもさせていただいておるところでございます。

なお、まだまだ周知状況、十分だと思っておりますので、その辺も十分、町民の方にも御理解いただくよう、周知には努めていきたいというふうに思います。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 従前から言われている行財政改革といったものをうちから、町のうちから、計画の見直しを早目早目にやっていかないとですね、なかなか将来、立ち行かないのでなかろうかと思えます。

たしかに家計簿に例えた町の財政状況、それを分かりやすくお示しをいただいておりますけれども、信頼できる財政基盤といったものを踏まえたまちづくりを進めていくためにも、町の内側の中で、今まで以上に行財政改革をスピードアップしないとですね、なかなか難しいのではなかろうかと思えますが、行財政改革にずっと取り組んでいらっしゃる副町長、そのあたりはどうなんでしょうかね。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

町の中期的、それから長期的な財政運営についてですけれども、岡部議員がおっしゃられたように、持続的な財政運営というのが、持続可能な地域づくり、まちづくりの一番の根底にくる部分だということは、私自身も十分、認識をしております。

まだ行財政改革というところで、岡部議員が言われたように、様々な角度で経費を節減するだけではなく、常日頃言われていますように、自主財源の確保、そういった中で、先ほども課長から説明がありましたけれども、例えばふるさと納税においては、町民の皆さんの商品がふるさと納税の返礼品となって、経済に効果があるとか、そういったいろんな角度で行財政改革というのは進めていく必要があろうと思います。

そういったところでは、今後、役場全体として、いろんなアイデアを出していきながら、今までの進め方を見直す部分も出てくると思いますし、そういったところを、幅広い角度で進めていきたいというふうに思います。

議 長 よろしいですか。

そのほか、11款地方交付税、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、12款交通安全対策特別交付金。

(なしの声)

議 長 13款分担金及び負担金。

(なしの声)

議長 14 款使用料及び手数料。

(なしの声)

議長 15 款国庫支出金。
41 ページ、42 ページです。

(なしの声)

議長 16 款県支出金。
42 ページ、43 ページにわたります。

(なしの声)

議長 17 款財産収入。
44 ページです。

(なしの声)

議長 18 款寄附金。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この18 款の企業版ふるさと納税ですけれども、これは国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に、最大で給付額の9割が軽減されるといった仕組みですけれども、従前からあったとは思いますが、他の市町では、この企業版ふるさと納税、結構、活用され、多額の企業版ふるさと納税を実現されているところも多いかと思うのですが、この町の場合、この企業版ふるさと納税、今後もまた拡大をしていくと思われま

すが、企業にとってのメリット、また自治体におけるメリットは何なのか、お伺いしたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の関係でございますけれども、企業のメリットにつきましては、先ほど議員も言われますとおり、寄附することによって、地方関係税から最大9割、税額控除がされるというところ。それから、最近、非常に地域貢献という言葉が出ておりますけれども、それらが給付によって果たされること。また企業のイメージアップなどにつながっていかうかというふうに思います。

また、地方自治体におきましても、貴重な自主財源となりますし、その企業とのいろんな面での関連性も出てくるというようなところで、お互いにメリットがあるものというふうに認識しております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この企業版ふるさと納税については、返礼品はないわけですが、また寄附の代償としての経済的な利益を受け取る、こういったことも禁止をされているようでございます。

この企業版ふるさと納税の中ですね、人材派遣型というのがあると聞きます。それは、今後のこの町のPPP、いわゆる官民連携にもつながっていくように思いますが、こういった人材派遣型を利用される予定はありますか。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えします。

先ほど言われました人材派遣型につきましては、令和2年10月に創設され

たというところで、まだ新しい制度でございます。

また、ほかにもこういう人材派遣の事業、いろいろございますけれども、この企業版ふるさと納税における人材派遣型につきましても、非常に有効な手だて。特に、町で専門的な知識が必要である場合ですとか、いろいろこの制度を使うことによって、これからのまちづくりに進むものができるのではなかろうかというふうには考えておりますけれども、今のところ、まだ具体的にこれをとというふうなところは、ないのが現状でございます。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先ほど申し上げた官民連携、PPPの関係なんですけれども、こういったものがより具体的に、こういった企業版ふるさと納税を活用しながら、それ以外の施策の中でも、このPPPというのは出てくるのですけれども、こちらの企業版ふるさと納税の関連の中で、より具体的にPPPの関係がですね、急がれるのかなと。また、このことが町の、今までのまちづくり戦略に、さらにプラスアルファして、付加価値のついた戦略が練れるんではないかと思いますが、そこに向かっての道のりは、まだPPPに対する取組の道のりは、まだ準備はできていないということでしょうか。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えします。

PPPへの取組でございますけれども、これにつきましては、国のほうでも積極的に地方公共団体について、取り組むようにというふうなことで進められておるところでございます。

町におきましては、本年度、PPPの取組の第一弾といたしまして、指定管理等は除いて、施設を建築ですとか、運営していただく場合の、そういった制度につきましても、どういう場合に検討を進めていくかというふうな、要綱的なものを、現在、策定をいたしたところでございます。

また、本町の取組といたしましては、まだまだ始まったばかりというところで、これからだというふうに認識しております。

以上です。

議長 よろしいですか。

18款寄附金、そのほか質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 19款繰入金。

(森 博議員を指名)

森 議員 19款繰入金でございますが、まず、上から4段目の環境保全基金繰入金、1億4,159万ありますけれども、これの使い道をお聞きしたいのと、それから下から3行目、公共施設等総合管理基金繰入金というのがございますが、公立施設基金というのもあると思うのですけれども、これでしょうか。

それであれば、この施設等管理基金というのに、先般、合併特例債を充てて積み増しをするといったお話があつて、よく調べてみたら、それが該当できないということで、また減額補正をされたという流れがあつたと思うのですけれども、合併特例債がこういった基金、ほかの基金にも同じく積み増しといえますか、適用できないのかどうか、そのあたりをお聞きしたらと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 森議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目の環境保全基金でございますけれども、これにつきましては、環境保全活動に係る基盤整備事業、あるいは知識普及事業、その他環境活動支援事業の財源に充てるということになっておりまして、ここには、今、環境整備が行っております、し尿処理等の関係に充当をいたしておるところが多うご

ございます。

それから、公共施設等総合管理基金繰入金に関しましては、議員からもありましたが、合併特例債が使えなくなったということ、大変御心配、御迷惑をおかけしたんですけれども、今年につきましては、一般財源のほうで1億円の基金繰入をさせていただくところでございます。

合併特例債をほかの基金に積み立てできないかというふうな質問だったと思うんですけれども、これにつきましては、国の見解で基金のほうにはなかなか積立の財源とすることができないというふうな見解があったものですから、今回のこういうふうなのに至ったというところでございますので、難しいのではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

議 長

よろしいですか。

そのほか、繰入金、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでしたら、20款繰越金。

(なしの声)

議 長

21款諸収入。

44ページ、45ページです。

(なしの声)

議 長

22款町債。

ございませんか。

(なしの声)

議長 歳入については終わります。
続いて、歳出の質疑を行います。
22ページからです。
22ページ、1款議会費。
ございませんか。

(なしの声)

議長 2款総務費。22ページ。
よろしいですか。

(なしの声)

議長 23ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 23ページですが、SDGs未来都市計画策定業務委託というのがございませぬけれども、自治体のSDGsモデル事業に参画していく上で、これが幾つかの、3つぐらいですかね、いろいろな関連性を持たせた上で、業務委託をしていくんだというふうなことをお聞きいたしております。

それぞれの効果とか、現在にない形のをどう構築しようとされているのか、その概要について御説明をいただきたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

SDGsの未来都市計画策定業務でございませぬけれども、これにつきましては、国のほうで地方推進SDGs未来都市構想という事業がございまして、そ

れの指定を受ければ、地方創生推進交付金の事業が実施できるというものでございまして、町の魅力創造ですとか、価値を高めて、持続可能なまちづくりができるというふうなところでございます。

計画につきましては、ビジョンの策定でございますとか、本町のSDGsの推進への取組、それから推進体制の構築を図っていくというところで、指定後におきましては、指定された暁には、森林、自然を生かしたまちづくりですとか、世界的な潮流でございます脱炭素へ向けた取組など、町民生活の向上ですとか、地域の活性化に向けた取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この取組の中で、多様なステークホルダー、いわゆる利害関係人、こういった方々との連携というのが盛り込まれております。

この利害関係人との連携が重要になる取組にも見えます。そういった中で、トータルとして、自立的好循環の構築という目標、全体像としての目標がございまして。

そういったところの複数のシナリオによるサプライチェーンの構築、それからアウトサイドイン、広い視野により、自立可能な事業展開、こういったことを目指しながら、最終的に国の認定を受けるといった方向を目指すのだろうと思うのですが、利害関係人の関係とか、自立的好循環、こういったことについて、もし、今現在、概要として目指している方向が説明できるのであれば、お教をいただきたいと思っております。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

議員言われましたように、多様なステークホルダーとの連携というところが、非常に、今後の計画において重要視されておるところでございます。

ステークホルダー、利害関係者というふうなところであると思いますけれども、これにつきましては、利害関係ではございますけれども、敵対ではなくて、いろんな利益に関係がある方というふうなところで、今後、技術的にまちづくりを行っていくうえで、非常にこの関係づくりが重要になってくるというふう
に考えております。

なお、具体的に、計画等はまだ、計画中でございますので、この場ではお答えすることができませんが、また今後、さらにいろんな方と協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この関係で、もう一つお聞きしたいのですけれども、結局、自立的好循環を目指していく姿としてですね、今までになかった金融機関との関係性、こういったものが出てくるのではないかと思います。

ですから、従前にはない金融機関との関わり、そういったものを含めた自立的好循環という構築になるのでしょうか。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えします。

金融機関のほうにつきましては、産官学金とも言われますけれども、これから金融機関、特に金融関係には、そういう認識の深い機関でございますので、そういうつながりも考えていく必要があるかと思えますし、現在、SDGsではございませんけれども、先ほどありました企業版のふるさと納税につきましても、銀行、地銀の影響が非常に大きいものというふう
に考えております。

今後、銀行、金融機関との連携は、常に深めていく必要があるかと思
います。

以上です。

議長

よろしいですか。
23ページ、そのほか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

23ページに、非経済林の利活用調査業務委託というのが、初めて出てきました。この非経済林の利活用ということについては、これはまちづくり営業課の所管で出てきているのかなと思うのですけれども、本来、林業戦略課の範疇でありながら、このまちづくり営業課で取り上げてくるということについては、横の連携はとれるのか、あるいはここで取り上げた理由について、御説明をいただきたいと思います。

議長

(高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

まず、非経済林をまちづくり営業課で所管するというところでございます。これについては、利活用調査ということでございまして、なぜまちづくり営業課かと申し上げますと、久万高原町、林業先進地でございますので、経済林優先で、今までずっときたということがいえると思います。

その中で、手入れのされていない山林ですとか、あと経済的に価値のない山林、もちろん林業戦略課でも検討されてきたと思うのですけれども、こういった資源を、まちづくり営業課のほうの視点で、ぜひ利活用を目指してみたいというふうに思っております。

もう1点は、これをどうするかということでございますが、ローカルベンチャーということで、今、地域発の創業というか、事業というような取組もございます。ですので、そういった事業所も交えてですね、こういったものの活用を、もちろん林業戦略課、ふるさと創生課あたりとも連携をとりながらでございますが、まちづくり営業課のほうで取り組ませていただきたいと考えております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 林業戦略課のほうでも、森林経営管理業務というのがあります。もちろん調査業務も入っておりますが、こういったところと重複しないのか。あるいは、すみ分けをした形で、それぞれが独立した形で事業展開ができるのでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

非経済林の活用につきましては、先ほどとも重複いたしますが、利活用の調査という形ございまして、それは地域発の事業に結びつけるという視点で、まちづくり営業課のほうは、まず整理をしたいというふうに考えておりますので、その点、重複のないように、十分、連携をとって取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

そのほか、23ページ、ございませんか。

(なしの声)

議長 24ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 24ページ、2款1項14目の質問ですが、よろしいですか。

2款1項14目で、生活路線バスの関係ですが、柳谷代替バス、久万落出代替バス運行业務委託料、こういった計上がございます。

そこで、この事業に関して、それぞれ2つの事業がございますが、収入状況、利用状況、そういったものを分かりやすく説明を頂ければと思います。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えします。

まず、収入状況でございますけれども、旅客運送収入というところで、2路線、久万落出線と古味・岩川線がございますが、予算的には、久万落出線が540万円、それから古味・岩川線が60万円、合わせて、収入といたしましては690万円の見込みということで、令和4年度は立てさせていただいております。

また、利用者数につきましては、久万落出線が、年間で約1万5,000人、それから古味・岩川線が約2,500人程度の利用ということになっておるところでございます。

以上です。

議 長 よろしいですか。

そのほか、24ページございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、25ページ。

ございませんか。

(なしの声)

議 長 26ページ。

(なしの声)

議 長

よろしいですか。

それでは、3款民生費に移ります。

26ページの民生費。ございませんか。

(なしの声)

議 長

27ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

27ページの障害者福祉費の関係でお伺いしたいのですけれども、人工透析を受けている方の現在の人数、それとその中で本人の費用負担が必要なケースがあるのかについて、お伺いをしたいと思います。

議 長

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

まず、人工透析の事務になります。今のところ、手帳所持者が32名おりまして、送迎が10名、交通の利用助成が8名おられます。

助成についてということだったかと思いますが、本人の自己負担については、ありません。

以上でございます。

議 長

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

本人の負担が生じているケースはないということですが、ここで、災害時の場合に、松山の透析病院へ行けないといったようなことが生じた場合、対応策について、どのように準備をされているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

個人で行けない場合につきましては、社協に委託をとりまして、人工透析の移動の支援のバスが2台ほどありますので、その分で、月・水・金と運行させていただいて、活用させていただいております。

以上でございます。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

災害で行けない場合については、今のところゲートが閉まる状況になりましたら、大雨とか、そういう関係でゲートが閉まる場合については、緊急車両ということで、通らせていただけるというふうな方法で対応をさせていただいております。

災害等で行けないということになりましたら、準備はしているのですが、いざ災害で行けないという状況については、今後、検討をさせていただくような方向で。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 わかりやすく言うと、災害時で行けないと。行けない場合には、今のところ準備はしていると言われましたけれども、今後検討していくと、準備とどう違うのかわかりませんが、まだ明確な準備はできていないということなんじゃないか。もう一度お願いします。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

先ほど準備と言いましたのが、台風等でゲートが閉まりそうなので、

そういう場合は、事前に準備をして、ゲートを開けていただくような方向で進めてますし、災害がいざ起きてしまって、状況的に動けないということにつきましては、また病院等と連携をとりながら、今後の検討ということにして、図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 検討していく猶予はないんじゃないかなと思います。

ですから、緊急車両云々じゃなくて、本当に行けない場合は、町立病院等ともしっかりした連携をとって、緊急避難的に何ができるか、それはしっかり、急いで検討すべきじゃないですか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

急いで検討させていただきます。

以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

27ページ、ほかございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、28ページ。

よろしいですか。

議長 4款衛生費に移ります。
同じく28ページ。ございませんか。

(なしの声)

議長 29ページ。

(森 博議員を指名)

森 議員 29ページ、一番下のところ、4款2項1目の清掃総務費の一番下、松山衛生事務組合加入負担金、1億1,500万で、基金を利用するというように書かれておりますが、この基金というのは、先ほど、私が質問させていただきました環境保全基金ですか、それを利用されるということによかったでしょうか。利用されるとしたら、全額そこから持っていかれるのかというのが一つと、加入負担金ということで、初年度、大きいお金になっていると思うのですが、今後も、毎年、負担金は必要だと思うのですが、その衛生事務組合への負担金の財源といいますか、どのような予定になっておるか、お聞かせ願ったと思います。

議長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 森議員の質疑にお答えをいたします。
事務組合の負担金の基金でございますけれども、全額を充当しておるところでございます。
それから、この組合の負担金につきましては、1年限りのものでございまして、運営に関する負担金につきましては、毎年発生いたします。
以上でございます。

議長 (森 博議員を指名)

森 議員 加入負担金ということで、1回限りということで、衛生事務組合の分担金でしたか、何か毎年いる費用があったように思うのですが、私の勘違いだったでしょうか。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 森議員の質疑にお答えいたします。
次のページにございますが、4款2項3目の一番下になりますけれども、事務組合の負担金、これはし尿の処理に対する負担金が、毎年発生するものでございます。

議 長 よろしいですか。

(森 博議員を指名)

森 議員 わかりました。
全額、初年度加入負担金は基金からという御説明でございましたが、基金というのは、町財源だと思っておりますが、それに充てられる、例えばですが、合併特例債とか、ほかの、補助金はないかもしれませんけれども、そういったお金は、財源はなかったということでございましょうか。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 森議員の質疑にお答えいたします。
御質問の件につきましては、起債の関係ではないと。また、ほかの補助金ですとか、そういうものも、残念ながらないということで、御理解いただきたいと思っております。

議 長 森議員、よろしいですか。
そのほか、29ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 以前にもお聞きしたことがあるんですけども、最近ですか、県が、低出生体重児出産、こういった、いわゆるリトルベビーハンドブック、この作成の予算案を計上されました。

ここについて、町は予算案として計上されているのか、お伺いをいたします。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

町としては、この予算には含まれておりません。計画をしておりません。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 低出生体重児出産、これをされた場合、胎位の関係上、通常の母子手帳では、育児記録として活用ができない部分が多いことから、多くの自治体では、リトルベビーハンドブックを、別途配付しているということをお聞きしております。

町でも、このリトルベビーハンドブックの作成配付については、前向きで検討すべきじゃないでしょうか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

リトルベビーハンドブックについては、今後検討して、速やかに対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

そのほか、29ページ、ございませんか。

(なしの声)

議長 なければ、30ページ。

(なしの声)

議長 6款農林水産業費に移ります。
30ページ。

(なしの声)

議長 31ページ。

(なしの声)

議長 32ページ。

(なしの声)

議長 33ページ。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 今の6款2項3目林業土木費について、お伺いたします。

33ページの一番上の林道の路面整備崩土除去業務委託料、1,200万円の計上がされておりますけれども、これの財源に、森林環境譲与税が充てられております。林道にも、当然、橋や側溝など、構造物がありまして、昨日の一般質問でも、国土強靱化という話がありましたけれども、当然、これらの点検

整備をすることも必要だと思うんですけども、町道の改良等には国費補助があると思うんですけども、この林道の路面整備について、森林環境譲与税以外、国や県からの補助はないのでしょうか。お伺いいたします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 大原議員の質問にお答えいたします。

林道の点検整備につきましては、国、県の補助事業はございませんので、現在のところ、町単独事業により、林道橋の点検、及び整備を実施している状況でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 林道、農道もそうだと思うんですけども、路面整備等は、災害復旧事業にかからなかったら、今、答弁いただいたように、町の単費と、それから一部の受益者負担も充てられると思うんですけども、当然、町内には林道が生活道路となっている地域もあると思うんですけども、その修繕について、受益者負担が必要なところ、必要でないところの区分がなされていると思うんですけども、必要でないのは、どの範囲までになるのでしょうか、お伺いいたします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

集落内の林道については、居住している家屋、人家を基本で考えておりまして、生活に必要な道路として、負担金を免除している状況でございます。

また、水道施設等の公共施設がある場合も、同様に対応をしております。

以上です。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 町内の林道の整備、しっかり行うことで、基幹産業の林業の振興、当然大きく寄与しますし、町の防災にも大きく寄与するようになると思います。

国や県の補助で災害復旧事業、ここにかからない中で、大きな財源である森林環境譲与税、今回も充当していますけれども、こういったハード整備にしっかりと充当することも必要じゃないかと思えます。

町内の林道の総延長を考えれば、1,200万の充当というのは、少し少ないんじゃないかと思うんですけれども、これ以外にも、来年度、1億9,000万円余りの森林環境譲与税、交付されると思うんですけれども、様々なソフト事業に使われていると思うんですけれども、それよりも、将来のために、基本となる林道のハード整備、ある意味、基本となるところにしっかりとした充当を、今後考えていくべきだと思うんですけれども。あと、同時に受益者負担の軽減も図っていく必要があると思うんですけれども、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

議長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

受益者負担金につきましては、災害等の豪雨が原因の場合は、徴収はしておりませんが、その他の場合は、負担金を徴収している状況でございます。

林道路面整備費への森林環境譲与税の充当の増額については、関連事業との調整が必要でありますので、必ずしも全額充当できない場合も考えられます。

また、受益者負担の軽減につきましては、農道がございますので、農道との整合性を図る必要がありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長 よろしいですか。

33ページ、ほかございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、同じく 33 ページですが、7 款商工費。
ございませんか。

(なしの声)

議 長 34 ページ。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 先般、町有施設、町有観光施設の会がございまして、その席で伊予銀行の方
から、大洲のDMO、10 億円を大洲市が出して、全般的な観光振興について
のお話がありました。

町を何とかするためには、一定の金額を出して、大きく取り組んでいく必要
があるのかなと思いましたが、今回、ソラヤマいしづちのお金でも使って、そ
ういったことを計画されているのかなと思いましたが、そういうことにはなり
ませんでした。

やはり、全国的に観光振興、産業振興、久万高原町の将来を見据えた将来構
想を実現させるためには、ある一定の金額を使いながら、しっかりしたコンサル
を入れて、まちづくりをしていく必要があると思います。

この件については、どのようにお考えがあるか、お聞かせをいただきたいと
思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 まちづくりのエールを頂いたように思います。

私も拝見しまして、産官学金、その辺りが連携というのが、今日もいろんな
形で出ておりましたけれども、これからそういう時代に入ってきました。

企業や、ふるさと納税も企業版ございましたし、また銀行も、今までとは違

った、地域貢献をしていかないと、自分たちも生き残っていけないんだと、そういう時代をきっと感じていらっしゃるんだと思うんですね。

当然、企業はそこで生計というか、利益を上げるためには、当然、その地域が繁栄をしていかないと、自分たちもおいおい細りになっていくと、そういう発想が、私は根幹にはあるんだと思いますし、そういう意味におきましては、非常に、私もはっと思いましたけれども、これから、スクラップ・アンド・ビルド、先ほど非常に、交付税の話も出てきまして、それもそうでありますけれども、一方で、投資なきところに反映はないと、かつてある道後の企業、成功している方がいみじくもおっしゃっておられました。まさにそれも一理あると思いますね。

ですから、これから総合的な中で、やっぱり識者も入れ、あるいはコンサルの方も入れながら、それぞれ意見を出していただきながら、将来に向けての投資というのは、大胆にしていけないといけない、そういう時代が来ているんだと、そういうことを私も感じておりますから、今後、その辺り、今回の予算には反映されておりませんが、その辺り、十分承っておいて、これからの町政の運営といたしますか、計画にしっかり反映をしていきたいというふうに思います。

議 長 瀧野議員、よろしいでしょうか。

そのほか、34ページ、ございませんか。

(田村昭子議員を指名)

田村議員 さきに返って申し訳ないんですけれども、33ページにプレミアム付商品券の発行の補助が出ているんですけれども、少しでも多くの町民の方が潤うような商品券になったらいいと思うんですが、どういうふうな方向性を持っておられるか、細かいところまでいいんですけれども、方向性みたいなものが分かってたら教えていただいたらと思います。

議 長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長

田村議員の質疑にお答えいたします。

プレミアム付商品券でございますが、昨今のコロナ禍も3年目に入りますけれども、これで町内の事業者、かなり大変な状況があるということで、令和2年は商品券を実施いたしました。令和3年度、今年度は食事券という形で実施をさせていただきました。それぞれ実行委員会組織をしまして、最後には反省会という形で、いろいろ御意見も賜っております。

その中で、令和4年新年度予算がもし承認いただければ、早速、実行委員会を開催いたしまして、そういったいろいろな反省点を踏まえて、商品券という形で、事務局は考えておりますが、それも含めて検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長

田村議員、よろしいですか。

34ページ、ほかございませんか。

(なしの声)

議長

ないようでしたら、同じく34ページですが、8款の土木費に移らせてもらいます。

34ページ、土木費。ございませんか。

(なしの声)

議長

ないようでしたら、35ページ。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

35ページ、2項4目の橋りょう維持費について、お伺いいたします。

この中で、平井橋の橋梁補修3,000万円が計上されておりますけれども、

この橋は、どなたでも見ればわかる、国道33号線沿いに架橋されておる赤いつり橋のことだと思うのですけれども、この橋、5年ほど前から通行止めになっております。対岸に人家はありますけれども、通行止めになる以前より、この対岸の集落には定住者がいない状況だと思います。

町内には、このほかにも定住者がいる集落に通じる橋とかで、急いで修繕をするべき橋も存在するんじゃないかと思うのですけれども、この定住者がいない集落に通じる橋を修繕する必要性の認識、町がどう認識しているのか。

それから、修繕する橋の順序づけについて、どういう基準を設けているのか、お伺いいたします。

議長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

修繕の必要性につきましては、通行止めを行う前に、対岸の住宅の所有者にお話を伺っております。

当時、現在は砥部町に居住しているが、久万高原町にある住宅は、自分の生まれ育った住宅であり、家屋等の維持管理のために、毎月数回、つり橋を利用している。今後も我が家を守りたいので、できるだけ早く通行止めの解除をしてほしいと言われておりました。

また、電力会社から自己所有の電柱等もあり、点検等で対岸に渡りたいのだが、復旧はいつ頃になるかという問い合わせも何度かございました。

このことから、町では必要性があると判断をしておりました。

もう1問あったと思いますが、橋梁修繕の優先順位という点につきましては、基本的な考え方としましては、損傷が大きく、緊急性の高い橋梁について、優先的に修繕工事を実施したいと考えております。

以上です。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 ここは質疑の場合なので、今の理由でこれがいいのか悪いのかという意見は申

し述べませんが、過疎化が進む久万高原町では、今後、限界集落化がどんどん進んでいくと思うんですけれども、将来的にこのような定住者がいなくなる廃集落が、廃集落という言葉は正しいかどうか分かりませんが、そういう集落が発生することも十分考えられると思います。

今回のような場所も、橋を修繕するという事は、ある意味でしっかりと先例をつくってしまうということになると思うんですけれども、廃集落の構造物についても、今後は定期的に保守や修繕を行っていく、そういうことを町がしっかりとやっていくということを、今回、やってしまうということだと思っておりますけれども、将来にわたる行政コストを低減するためには、このような個所の保守は、もう必要かどうかの判断を含めて、必要最小限にするべきであると思いますし、優先順序のつけ方にも、しっかりとした計画、目標を立てておくべきではないかと思うんですけれども、このことについて、町は検討を開始しているのかどうか、お伺いいたします。

議長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 大原議員の質疑にお答えします。

まず、廃集落にある構造物であっても、町の管理施設である以上、放置することはできません。

ただ、議員の言われますとおり、修繕が必要な場合の工事費は、最小限に抑えることが重要だと考えております。

また、優先順位の明確な計画という点につきましては、現在、久万高原町橋りょう長寿命化修繕計画を策定しております。この計画に基づき、今後の橋梁の老朽化に備えて、計画的に予防的な修繕等を行い、突発的な大規模修繕や、架け替えを回避するとともに、橋梁長寿命化による修繕工事等のトータル経費についても、コスト縮減を図りたいと考えております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

そのほか、35ページ、ございませんか。

(なしの声)

議長 36ページ。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 36ページの9款1項4目災害対策費のところですが、特に現在、感染症拡大がまだ続いております。そういったことを含めた上での災害等避難所の危機管理について、お伺いをしたいと思います。

災害が発生した場合、避難所には様々な方が避難をされてきます。その中でも、弱者への、例えば口腔ケア、あるいは基礎疾患等との持病をお持ちの方や、障害者に対する感染対策が必要になってまいります。

必要な避難所マニュアル作成及び訓練は、どの程度行っているのでしょうか、お聞きをいたします。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

まず、感染症対策というところから御説明させていただいたと思います。

これにつきましては、県のほうから感染症対策についての留意点と、避難所運営の留意点というところで指針が出されております。それに基づいて、運営をするということで、町内におきましても、新型コロナウイルス感染症陽性者の方の避難所というところで、4カ所を指定させていただいております。

場所につきましては、個人情報保護というところで、公表はできませんけれども、そちらのほうを指定して、そちらに避難するというところになっております。

また、保健所のほうから、陽性者の方に対して、療養開始に当たりまして、説明を行う際には、どこどこが避難所であるというふうな通知、連絡もしておるといふふうに聞き及んでおります。

それから、続いて、支援が必要な方の避難所についてでございますけれども、これにつきましては、町の避難所運営マニュアルの中で、適切な空間配置ですとか、配慮につきましては、規定をいたしております。

ただ、これにつきましても、規定はしておりますけれども、御指摘のありました訓練ですとか、そういうところは、実際になかなか、まだまだできていないのが実情だと思いますので、その辺も含めて、今後訓練の中で、実際に避難所運営の訓練、またそういう配慮が必要な方の支援の訓練等も含めて、やっていくべきというふうに考えております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 災害対策、災害が起きた場合とか、そういった場合に、避難情報を出す場合、障害者、特に聴覚障害者、視覚障害者、こういった方々に対する情報の伝達、リスクコミュニケーション、この方法について、お聞きをしたいと思います。

町全体におけるリスクコミュニケーションの在り方について、役場のみならず、効果的な方向を協議できる体制で、現在、進めているのでしょうか。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

視覚障害、あるいは聴覚障害の方への情報伝達というところでございますけれども、災害対策につきましては、防災無線におきましては、音声のみの情報提供ということになりますけれども、個別受信機におきましては、文字情報が流れるように仕組みになっております。

また、メールですとか、ラインで、今最近につきましては、その内容が文字で表示されるというところになっておりますので、そういったところを普及啓蒙していくことで、活用を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 いろんな情報伝達をしていかなきゃ駄目だというふうに思いますし、そういった意味でも、DXトランスフォーメーションといったものを活用した情報伝達が必要になろうかと思えます。

併せて、避難所においては、対応ができる人員の体制が整えるかどうか、そういうところも、日頃からですね、マニュアル、あるいは訓練を通じて、誰かが行けなくなったときには、必ず代替わりの方が行くというふうな、そういうものを非常に綿密な訓練が必要になってこようかと思えます。

そして、この町の場合、大規模災害というのは、今までに余らないと記憶しておりますけれども、大規模災害時における自衛隊派遣申請とか、あるいはボランティア支援要請に関する研修、こういったことを、日頃からされているのか。特に、自衛隊等の派遣要請といったところで、やり方がわからないということで、手間取って、かなりその対応が遅れるといったことも聞かれております。

まだ起きたことはありませんけれども、そういった備えもしておくべきではないでしょうか。認識をお伺いします。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

大規模災害時の自衛隊等の派遣についてでございますけれども、ボランティア等を含めまして、その中の規定については、地域防災計画の中でお示しさせていただきます。

なお、これにつきましても、先般の町の総合訓練におきまして、対策本部の訓練等も行いまして、連絡等の方法も、一応確認はしておりますけれども、町長が県知事のほうに要請をして、知事のほうから自衛隊のほうに連絡をするというのが基本でございますけれども、中を抜いて、直接自衛隊に連絡することも、また自衛隊の判断で被災地に赴くということもできるような状況になっておるといふふうにしております。

その中で、まだまだ訓練不足は否めませんので、十分に徹底を図ってほしいと思います。

以上です。

議 長

よろしいですか。

土木費の36ページの上段のほうは、もうよろしいですね。

消防費に、もう既に入っております。

9款消防費。

36ページ。ほかございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでしたら、10分間休憩いたします。

(午後2時04分)

休憩中に換気をお願いいたします。

(休憩)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時13分)

10款教育費からです。

36ページ。下段、教育費、ございませんか。

(なしの声)

議 長

次に、37ページ。よろしいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

37ページですが、上高の存続対策として、様々な振興策を講じられております。上浮穴高等学校振興費。改めて助成している内容の効果について、説明をいただきたいと思います。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

上高の振興対策でございますけれども、今、ちょうど2年越しになっておりますけれども、県立高校の再編に向けての会議がずっと、県のほうで行われました。町長はじめ、私どもも出席して、意見を述べておるわけですが、その中で、この振興対策が、それぞれの自治体でどのようになされているかというようなことは、大変、高校存続に向けて、大きなかぎになっているように思います。

あらゆる意味で、振興対策が生きている、そのように考えております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 全国では、地域の高校存続に向けた振興策が展開をされております。しかしながら、町内中学生の地域の高校に対する認識によっても、随分と状況も変わってこようかと思えます。

高校の中には、生徒自身の将来の夢につながる部活を実施している学校も多く見受けられます。

自転車部であったりとか、ゴルフ部であったりとか、山岳部であったりとか、あるいは水族館の部活があったりとか、そういったことで、生徒が将来の目標を持って学校を選ぶ高校も多いかと思えます。

上高にも、生徒の将来の生き方につながる部活を設けると、そういった動きがあれば、ぜひとも、町も支援をしていく方向を選択すべきではないかと思えますが、認識をお伺いいたします。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

この上高の魅力ある部活動づくり、こうしたことは、主体性を持って上高が学校経営、学校運営に考えていくところでございます、町の教育委員会がこうした部活動をしてはどうかというような、なかなかそれは申しにくいところがございますが、上高さんのほうから、いろいろ、様々な提案がございましたら、教育委員会としても支援、協力をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長 岡部議員、よろしいでしょうか。

そのほか、37ページ、ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、38ページに移ります。

38ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 38ページの文化財保護費の関係ですけれども、一般質問の中でも、一部、遍路の関係が出てきております。

遍路で町を訪れる方も、町にとっては交流人口でございます。

例えば、旧の小田町から歩きで44番札所に向かう際に、2つのルートがございます。鵜田越えのルート、あるいは露峰の農祖越えの2つのルートがあります。もちろん国道を歩く方もたまにございます。

主にこの2つのルートを利用されておりますが、特に農祖越えのルートでは、道に迷う方が多く、道しるべとか、そういったものを何とかしてほしいと希望する声が、地域からあがっております。

教育委員会における四国遍路世界遺産登録、こういったことに向けての調査もるる行われていると聞いておりますけれども、特にこの農祖越えのルートについては、そのラインから外れているようなお話も聞こえているわけですけれ

ども、現実にこの道を通られている方、ちゃんと遍路用の地図を持って歩かれている方も、非常に多い。そして道に迷われて、地域の方にどうしたらいいんだろうという助けの声を求める。そういった声が、つい最近もお電話をいただきました。

そういったことで、教育委員会としても、補助事業、単独事業それぞれあるかと思いますが、やはり四国遍路の中で、道に迷いながら、その日の目的地に到達できないお遍路さん、そういった方のお気持ちもおくみいただいて、ぜひ交流人口の一つにも該当するわけですので、ぜひとも道しるべと道案内とか、そういったことに御尽力をいただけるよう、現地調査のほうも、ぜひやっていたければ、大変ありがたいと思います。御認識をお伺いいたします。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

農祖峠道につきましては、露峰、永久から馬酔谷を通る、古くからの遍路道、そういうふうに認識をしております。

この遍路道でございますけれども、近年になって道の改良とか、あるいは改変、開発がなされまして、国の史跡指定を受けました岩屋寺道などとは大きく趣が変わっております。

史跡指定の要件としては、古道の状態が保存されているだとか、あるいは周囲の山林など、往時の遍路道の雰囲気が残されているだとか、遍路信仰の歴史的価値がそこに根拠があるだとか、様々な要件があるわけですが、この農祖峠道につきましては、その要件が大きく失われているというふうに認識をしております。町の教育委員会、それから県教委との見解でございますけれども、国指定の意見具申が難しかろうと、そのような結論を持っております。

議員御指摘の道迷いの件ですけれども、案内図などにも出ているようでございますので、調査をした上で、案内表示など、適切なものを適切な個所に設置できるような検討をしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議 長

よろしいですか。

その他、38ページ、ございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでしたら、39ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

39ページに、体育施設費、その中にB&G屋内プール改修工事及び工事監督委託料の計上がございます。

この体育施設費におけるB&Gの屋内プール改修工事につきましては、将来、木質バイオマスボイラーを活用した温水プールの検討はできないものか、お伺いをいたします。

理由といたしましては、やはりすぐ上に森林組合の製材工場があり、そしてそこからの距離も非常に近い。同一敷地と言いましょか、町有敷地の中にあるかと思えます。そういったことで、町が進めている木質ボイラー、そういった物にも非常につながるのではなかろうかと。ただ、現在までに積み上げてきた作業、スケジュール等々あるかとは思いますが、ぜひとも検討の余地があれば、そういった方向も、可能であれば検討すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

議 長

(小野教育長を指名)

教 育 長

岡部議員の質疑にお答えをいたします。

B&Gのプール建屋の件に合わせて、バイオマスを活用した温水プールはどのような御意見でございます。大変前向きな御意見をいただいたというふうに思います。

ただ、これに関しまして、外側を覆っておりますビニールシートがかなり老朽化をいたしまして、前々からB&G財団本部のほうに、修理の申請を繰り返

し行ってまいりまして、実はつい最近、内申を頂きまして、補助金がついたと。

これは、B & Gの職員一同、利活用に努めた成果、特例という評価を受けまして、最高の補助額、補助率をいただきました。3千数百万の予算ですけれども、約2,300万の補助金がつくだらうという、内示の段階ですけれども、そのような見通しです。

建屋、補助金をいただいて建てた。しかし、そこで、その後、建ててすぐにバイオマスの温水プールということになると、果たしてこれが無駄になるんじゃないかなという心配をしておるんですけれども。

ただ、そのバイオマス、時代でございますので、検討の余地はあろうかというふうに思います。単純に、素人目で考えますと、真冬でも温水プールが利用できるというのは、今回の補助を頂いてのビニール建屋では、ちょっと難しいんじゃないかなと。

しかし、6月から9月まで、現在、プールを開始をしておるんですけれども、それが、あるいは4月から11月まで使えるような温水プールになるかもしれない。これは十分、検討の余地はあろうかと思えます。

今後、研究をさせていただいたらというふうに思います。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。
そのほか、ございませんか。
39ページ。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、10款教育費を終わります。
同じく、39ページの11款災害復旧費。
ございませんか。

(なしの声)

議長 同様に、12款公債費。
同様に39ページの12款公債費。ございませんか。

(なしの声)

議長 40ページに移りまして、14款予備費。
よろしいでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、一般会計の歳出、全体を通して質疑される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 よろしいですか。
それでは、以上で質疑を終わります。
お諮りします。
本件について、所管常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いま
すが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号は、所管の常任委員会に付託することに決定しま
した。

議長 日程第18、議案第23号「令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会
計予算」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先般の12月議会の際に、この町で産み育てたい方が増えるような、寄り添った支援策が必要ではと、お尋ねをした際に、例えば、新生児に関する祝い金は検討する余地がある、とそのときに住民課長は、前向きな答弁をされました。

このときに答弁された、祝い金的なものが、今回の予算の中に計上されているのか、お伺いをいたします。

議長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 岡部議員の質問にお答えをいたします。

御指摘がございましたように、12月定例議会の際でございますけれども、国民健康保険におきまして、出産・一時育児金に関連した御質問をいただいた際、私の発言といたしまして、岡部議員のおっしゃる趣旨、子供を産み育てたい方が増える、寄り添った支援という御指摘がございました。それに対しまして、町内の出生数におきます国民健康保険の加入者、この比率がごくわずかであるということがございましたので、国民健康保険制度の中におけます出産・育児一時金の上乗せ、というよりも、国保加入者だけではなく、全体をカバーできる施策の一例として、例えば新生児誕生祝い金、誕生に関する祝い金と、今後、検討の余地があると申し上げたものでございます。

なお、この件につきましてでございますが、子育て支援の主管課であります

保健福祉課と連携しながら、新生児誕生に関する祝い金も含めて、総合的に、現在、検討中でございます。

条例改正等も必要でございますので。今回の予算には反映されておられません。今後、検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思ます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ぜひ、前向きで、急いで作業を進めていただきたいと思います。
以上でございます。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第19、議案第24号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業
特別会計予算」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第24号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第20、議案第25号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業
特別会計予算」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第25号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定いたしました。

議 長 日程第21、議案第26号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計予
算」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第26号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議長 日程第22、議案第27号「令和4年度久万高原町訪問看護事業特別会計予
算」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第27号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第23、議案第28号「令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第28号は、産業建設常任委員会に付託することに決定し

ました。

議長 日程第24、議案第29号「令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第20、議案第30号「令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第30号は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長 日程第26、議案第31号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第31号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第27、議案第32号「令和4年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(西村ふるさと創生課長を指名)

西村課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第32号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第28、議案第33号「令和4年度久万高原町立病院事業会計予算」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 さきの12月議会におきまして、病院の看護師不足と看護師のコミュニティナース兼務、そういったことを質疑をいたしました。

その後、議会報が町内に配布をされました後、町民の方から、病院内の実態を心配されている方から、複数、意見が寄せられました。ほかにも、病院内に

疑問を感じることもあるものの、前々から病院内の看護師体制を心配している。早く病院内の体制を整えてほしいと、こういった意見が寄せられましたが、看護師体制は改善されたのでしょうか。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

ただいま、看護師につきましては、非常に人材不足でございまして、またコロナ禍でございます。コロナに対応するため、看護師につきましては、業務が非常に増えておりまして、そういったところで異動等の配置等がなかなかしづらい状況ではございます。

それで、現在も、採用については手を尽くしておりますけれども、なかなか思ったような採用もできておりませんし、現在も、コロナ禍で業務が課題となっておりますので、適材適所というところで、現在まで至っております。

これにつきましては、業務を整理して、しっかりと病院業務に従事するという体制を指示いたしまして、現在、そういったところで手を尽くしているところでございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今後、町立病院内の看護師体制確保、大変御努力をされているようですが、確保が進まなければ、診療体制や経営面での影響が出るのではないのでしょうか。

このままでは、基幹病院としての機能は果たせなくなると、心配をいたします。一日も早く看護師体制を確立して、町民の不安を解消していただきたいと思っております。

再度、御答弁をお願いします。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 できるだけ努力いたしまして、病院業務を基本に、しっかりとした医療の提供体制がとれるように、努力してまいりたいと思います。

議 長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第29、議案第34号「令和4年度久万高原町立老人保健施設事業会計
予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第34号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定いたしました。

議 長 日程第30、議案第35号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計予算」
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにした

と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第31、議案第36号「町営土地改良事業の施行について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回、念願でありました和田ノ窪堰の改修が行われることになり、喜ばしい限りだと思います。
改めて、このゴム式の転倒堰、この役割と効果について、御説明をお願いいたします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

通常の頭首工は、コンクリートによる固定堰が一般的です。和田ノ窪堰においては、ゴムを採用した堰であり、袋状の合成ゴムの中に空気を送りまして、高さ2メートル50程度まで、起立状態にし、水をせき止める形で河川からの農業用水路に取り入れております。

今、説明したのが平常時になります。

そして、もう一つの役割というのが、台風等の豪雨による河川が増水した場合には、自動で倒れる機能が備わっております。

自動倒伏できなかつた場合には、頭首工から惣門橋に向かう上流側の左右の護岸を、水が乗り越え、住宅、農地等へ流入する可能性があります。床下浸水とか、そういうようなことが想定されます。

このように、和田ノ窪地区は本来の役割だけではなく、浸水被害の防止の役割も持った頭首工となっております。

以上です。

議長 よろしいですか。

(はいの声)

議長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第36号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第36号「町営土地改良事業の施行について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 日程第32、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和4年3月8日提出。久万高原町長。

住所は、久万高原町上野尻甲984番地。

氏名は、玉泉 豊。

生年月日は、昭和31年7月19日でございます。

提案理由は、令和4年6月30日付で任期満了による再任でございます。

提案理由でございますが、今回の推薦は、令和4年6月30日付で、3年間の任期満了に伴うもので、推薦候補者の玉泉 豊氏は、令和元年に就任されて以来、地域住民のために、積極的に人権思想の普及高揚に努め、活躍されておられます。

つきましては、今回、再任として推薦するものであります。

よろしく願いいたします。

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑をされる方、ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
諮問第1号は、原案のとおり適任と答申することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、理事者提案のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

議長 日程第33、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題といたします。
お諮りします。
議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので了承したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は承認するこ

とに決定いたしました。

議 長 本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、3月18日の本会議で委員長報告をお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。 (午後3時46分)

なお、明日10日は、午前9時30分から、総務文教厚生常任委員会、翌日11日、午前9時30分から、産業建設常任委員会を、久万町民館2階議員控室で開催して、付託議案の審査をお願いいたします。

また、3月18日は、午後1時30分から開会いたします。

事務局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員